

令和7年5月23日
庁舎整備担当部

新庁舎における喫煙所の見直しについて

1 主旨

令和元年7月施行の改正健康増進法により、庁舎の屋内、敷地内は原則として禁煙となり、喫煙所を設ける場合は、屋外とし、法令で定める「特定屋外喫煙場所」の基準を満たす場合にのみ可能となった。これを受けて、新庁舎等における喫煙所は、東棟6階屋上、西棟屋外南側、及び区民会館利用者用の区民会館内屋外スペースの、計3か所とする計画で、令和2年3月に実施設計を取りまとめた。

この計画に対し、このたび、東棟6階屋上の庭園脇に設置予定であった喫煙所（2期工事設置予定）を取りやめ、西棟屋外南側（3期工事設置予定）と区民会館内屋外スペース（既設）の2か所とする見直しを行うにあたり、理由等を報告する。

2 取りやめる喫煙所及び完全竣工後の喫煙所の位置

位置詳細は別添資料のとおり。

3 東棟屋上の喫煙所をとりやめる理由

① 東棟屋上庭園における区民利用や区民参加事業等の推進にあたり、庭園を訪れる子どもや高齢者等多世代と、喫煙所利用者との動線をより明確に区分けするため（改正健康増進法の特定屋外喫煙場所の条件）。

② 屋上への主な動線となるエレベータの混雑緩和 等

※東棟喫煙所を取りやめに伴う西棟屋外南側喫煙所の混雑を考慮し、可能な範囲で西棟屋外南側喫煙所の面積の見直しを検討する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和 8年9月 2期工事竣工 3期工事着工

令和11年4月 3期工事竣工

西棟屋外南側の喫煙所供用開始

（参考1）改正健康増進法における特定屋外喫煙場所の条件概要

- ① 喫煙場所と非喫煙場所が区画されていること
- ② 喫煙場所であることがわかるように標識を掲示していること
- ③ 施設利用者が通常立ち入らない場所であること（建物の裏や屋上など）

（参考2）工事期間中の喫煙所の仮設置予定

2期工事中（現在）	区民会館内（既設）	東1期棟屋外南側（仮設）
	西1期棟屋外東側（仮設）	
3期工事中（8年9月頃）	区民会館内（既設）	東1期棟屋外南側（仮設）
3期工事中（9年1月頃）	区民会館内（既設）	西2期棟屋外（仮設）
工事終了後	区民会館内（既設）	西棟屋外南側（本設）

(別添資料)

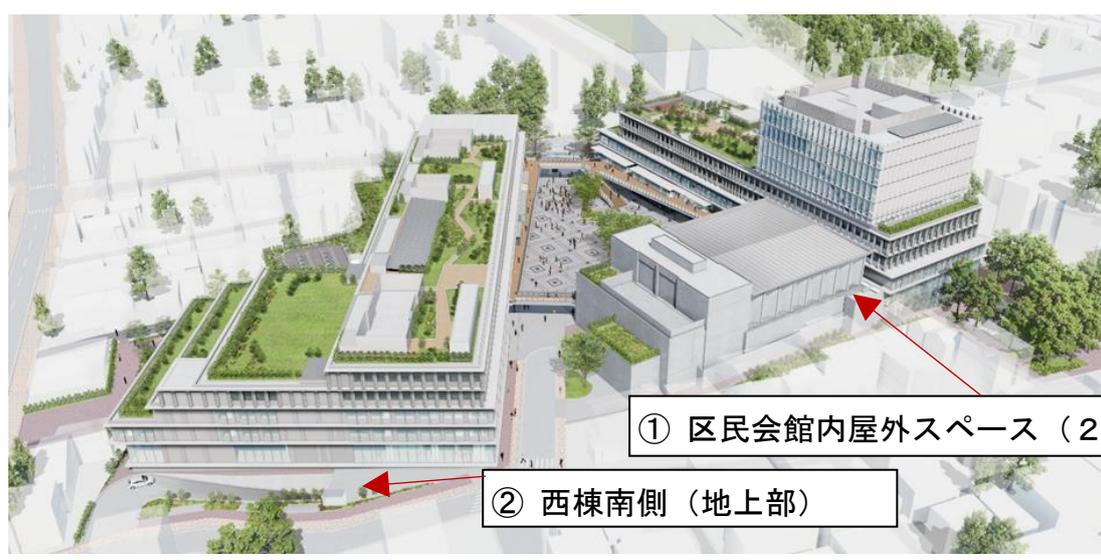
取りやめる喫煙所の位置

東棟 6 階屋上 (屋上庭園脇)



図 1 : 北側からの鳥観図

完全竣工後の喫煙所の位置 (2 か所)



① 区民会館内屋外スペース (2 階)

② 西棟南側 (地上部)

図 2 : 南側からの鳥観図